

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	健康福祉部 高齢介護課 管理係
許 認 可 等 名	指定居宅介護支援事業者の指定（指定の更新を含む。）
根 拠 法 令	介護保険法
根 拠 条 項	第79条第1項（指定） 第79条の2第1項（指定の更新）
連 絡 先	（電話 621-5587）
審 査 基 準	基 準 介護保険法（平成9年法律第123号）第79条、第80条及び第81条並びに徳島市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年徳島市条例第11号）に定めるとおり。
	参 考 事 項 介護報酬の解釈（社会保険研究所発行）
	設 定 等 年 月 日 平成30年4月1日設定（平成 年 月 日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間 総日数 10日 （ 休日を除く ・ 休日を含む ） （設定しないものについてはその理由）
	設 定 等 年 月 日 平成30年4月1日設定（平成 年 月 日最終変更）